

郡山市告示第183号

国民健康保険税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第726条の規定に基づく書類の送達を受けるべき者のうち、別紙に掲げる者については、その住所・居所、事務所又は事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）第6条の規定により公示送達する。

ついては、当該書類を郡山市税務部収納課において保管しているので、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付する。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年7月8日

郡山市長 椎 根 健 雄

調定 年度	課税 年度	期 別	氏 名
R07	R07	09	坂本 鐘浩
R07	R07	09	SAHA AKBAR ALI
R07	R07	09	森合 奈奈
R08	R07	01	東 実咲